

第25回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午前9時30分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室

3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第66号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 4 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第80号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第81号 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議 長

先月の総会后から今月にかけて、内々的にいろいろなことがありまして、先月の26日から28日にかけて集中豪雨ということで、町内のほぼ山間部ですが、まだまだ現在でも林道等が不通になっている箇所があります。また、福島に通じる大規模林道もしばらくの間、通行止めになる規模で、なかなか大変だと思っているところであります。

また、参議院議員選挙がありまして、選挙運動中に元安倍晋三首相が倒れたということで、日本中、ひっくり返るような大騒ぎになりました。いろいろと聞いてみると宗教団体の部分があったりして、昔のように政治家と宗教団体の繋がりみたいなものが新たにクローズアップされてくるというのがありました。考えれば、いろいろな問題がありますが、国葬になるのが良いか悪いのか、いろいろな部分で論議されているわけでありまして。いろいろなことをやっていただいた総理大臣でありますので、皆さんと一緒にご冥福をお祈りしたいと思います。

今日、総会を迎えたわけですが、町の認定農業者会の役員会に参加した時に、農業者の方から、肥料の高騰を含めて、来年の計画的な部分での支援をいけないと継続までたいへんになってくるのではないかととなりまして、急遽、農政部長さん始め農政部会委員のみなさんと集まって頂きまして、本日、町長と議会に対して、要望書という形で要望を出す予定であります。秋に向かって不安だらけというか、梅雨にもどりと云われるが、そこも不安ですが、知恵を結集しながら、いろんな要望を出しながら、みなさんと共に乗り切っていきたいと思うところであります。

それでは、ただいまより第25回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、4番手塚房夫委員、5番木村朝子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第66号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇

	届出地	萩生字深沢内二 2587 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 35 筆で 12,175 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	宇津沢字中田 538 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,678 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字上川原南 6214	
	地目地積	田 1 筆で 1,084 m ²	

以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第4議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字中田 538 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,678 m ²	

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。私の方から説明したいと思います。宇津沢の〇〇〇の田んぼですが、元々、〇〇〇が借りていたんですが、この度、中津川出身の〇〇〇が宇津沢かぼちゃを栽培したいということで、貸借になったようです。条件が悪いところで、10a あたり〇〇円と、〇〇〇が借りていた同じ金額で借りたいとありまして、両者合意での金額ですので、ご了承いただきたいと思えます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第5議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原南 6214	
	地目地積	田 1 筆で 1,084 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字平田 4072-1	
	地目地積	田 1 筆で 225 m ²	

転用事由について説明しますので、土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、畜舎の建設です。工事着手は、許可後で、令和4年12月20日に完了予定です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、農業用施設の場合は許可できるとされております。

2番の転用事由は、ため池工事に伴う仮設現場事務所等の設置です。一時転用になります。工事着手は、許可後で、令和4年12月31日に農地復旧まで含めた事業完了予定です。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地の転用であります。第2種農地の転用は、1種農地と同様に、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるとされております。

以上2件、説明しましたのでよろしくご審議のうえ許可くださいますようお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　1番の案件ですが、〇〇〇の土地ですが、現在、牛舎が2棟建っていますが、最初1つの牛舎を建てて、その後に、もう1棟を建てたようです。最初は2つの牛舎で安定させようと思っていたんだそうですが、いろんな状況を見て、もう1棟建てたいということでした。牛に関しては、一生懸命な方で、今回農協の表彰をもらっています。〇〇〇も一生懸命やっていますので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　2番の案件ですが、ため池の補修工事で、以前は土手の掘削のための工事現場事務所でしたが、事務局が取り払われ、今回、同じ場所に新たな工事のための現場事務所

所の設置ということで、〇〇〇と確認して参りました。前回の工事の時は、何も問題なく進められ、同じ場所に設置ということで、何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第6議案第80号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。所有権移転が1件、利用権設定が4件、合計5件となっております。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字谷地田一 2123 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,988 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字谷地田一 2120	
	地目地積	田 1 筆で 2,596 m ²	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字寺分 4694-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,294 m ²	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字上川原北 6293 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,139 m ²	
5 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	岩倉字館ノ内 208 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 2 筆で 15,013 m ²	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。最初に1番から2番の案件について事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1番2番の案件ですが、〇〇〇の父親である〇〇〇が病気になり、農業ができなく、〇〇〇に相談したが、息子さんに断られ、隣接して耕作している〇〇〇に農地を買って頂けないかと相談し、合意を得た案件であります。1番の2筆は〇〇〇の続きなので、売買ということで合意したようであります。2番の1筆は水路を挟み反対の農地なので、賃貸と合意した内容であります。〇〇〇は稲作を主体に息子さんと大規模に耕作している方で、特に問題はございません。審議のほどよろしくお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって1番から2番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することに決定致しました。それでは、他の案件について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 3番の案件ですが、貸付人の〇〇〇、借受人の〇〇〇。再設定ということで、問題ないと思われます。〇〇〇が3月に入院されまして、現在も加療中ということで、なかなか思うように出来ない面もありますが、まだ若いですし、ちょうど自作地の続きということもありますし、体に十分注意されながら、圃場の管理等もして頂きたいと思えます。推進委員の〇〇〇と私と行って、話をしていたところでしたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 4番の案件ですが、再設定で、〇〇〇はしっかり管理をしていて、何ら問題ないと思われます。

議長 それでは、私の方か5番の案件について説明したいと思います。再設定であります。〇〇〇は中津川では中心的な法人であります。今までも何ら問題なく、今回の価格設定も両者合意の上ですので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案81号飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 飯豊農業振興地域整備計画の意見について、説明致します。基本的な理由としては、本町は優良農地の確保と農業推進を図りながらも、町内全域の農地が農業地域区域に設定されているため、住宅建設を始めとする土地利用において、最小限度内で除外することはやむを得ないと考えております。変更内容については、農業区域からの除外が2件。面積合計で2062㎡になっております。農用地区域外の内訳でございます。C-3が資材置場及び通路の除外であります。C-2が住宅建設を行う案件であります。除外の案件を申し上げる前に、除外の5つの要件を申し上げたいと思います。1つは変更にかかる土地を農用地以外にする必要かつ適当であって、農用地区域以外に第外する土地がないこと。2つは農業上の効率的な利用に支障がないこと。3つは認定農業者等の農地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。4つは、土地改良の有する企業に支障を及ぼす恐れがないこと。5つは、農業生産基盤整備後、8年を経過していること。ただいま申しあげました5つの要件をすべて満たすことで除外することが出来ます。では、資料をご覧ください。図面番号1申請地は飯豊町大字小白川〇〇番、〇〇番。申請者は〇〇〇。この案件につきましては、今年の2月の総会で既に皆様からご意見を頂いている案件になります。しかし、総会終了後に取下げがあったため、今回改めてお諮りするものであります。内容につきましては、前回総会時と変更はございません。除外適否に関する検討表でございます。現在、申請の中央部土地はすでに転用許可を下りている乾燥室が建設されております。今回は、その建物の周りの土地を資材置場と通路にとり除外するものであります。先ほど申しあげた条件をすべて満たしておりますので、除外可能と思われまます。

続きまして、図面番号2申請地飯豊町大字手ノ子〇〇申請者〇〇〇。除外適否に関する検討表でございます。申請者は母屋の近隣で面積が適当な土地を住宅として求めておりましたが、最終的に同意が得られたのが、父親が所有する母屋に隣接する土地でありました。申請地以外に第外する土地がなく、町内農地の田んぼの全域

が農用地区域になっているので、やむを得ないと考えております。場所の詳細につきましては、案内図でご確認ください。また、転用事業計画書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。申請地につきましては、農業上の利用に支障がなく、集積や水路等にも影響はございません。また、当該土地については、昭和62年に換地処分がされており、土地改良事業完了後、8年が経過しているため、特段問題はございません。このことから、除外にかかる5つの要件をすべて満たしており、除外可能と考えます。以上、2つの案件につきまして、説明致しましたので、ご意見下さいますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 以上で本日の議案は全て終了いたしました。第25回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時08分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年7月25日

議長 _____

署名委員 (4番) _____

署名委員 (5番) _____